（第四面）
（単位：百万円）

ＣＲ１：資産の信用の質					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 （イ＋ロ－ハ）
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
	オン・バランスシートの資産				
1	貸出金				
2	有価証券（うち負債性のもの）				
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計　（１＋２＋３）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）				
	合計				
8	合計（４＋７）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

ａ　項番１「貸出金」の項には、連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

ｂ　項番２「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

ｃ　項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及びトレーディング業務に属する資産を除く。）。

ｄ　項番４「オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）」の項には、項番１、項番２及び項番３の項に計上される額の合計額を記載すること。

ｅ　項番５「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。

ｆ　項番６「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、ＣＣＦ（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。

ｇ　項番７「オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）」の項には、項番５及び項番６の項に計上される額の合計額を記載すること。

ｈ　項番８「合計（４＋７）」の項には、項番４及び項番７の項に計上される額の合計額を記載すること。

ｉ　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

ｊ　イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法及びＣＣＦの適用前の額とすること。

ｋ　イ欄には、標準的手法が適用される資産においては連結自己資本規制比率告示第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（連結自己資本規制比率告示第三十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、連結自己資本規制比率告示第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。